

令和 6 年長浜市議会定例会

令和 6 年 1 2 月定例会議会

議案書

- 2 令和 6 年度長浜市一般会計補正予算（第 6 号）
- 26 令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 34 令和 6 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 38 令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 42 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 45 長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 46 長浜市職員退職手当条例の一部改正について
- 47 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 48 工事請負契約について
- 49 湖北福祉ステーション（湖北デイサービスセンター）の指定管理者の指定について
- 50 長浜市高月駅コミュニティセンター関連施設の指定管理者の指定について
- 51 高山キャンプ場の指定管理者の指定について
- 52 長浜市曳山博物館の指定管理者の指定について
- 53 妙理の里の指定管理者の指定について
- 54 神照まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 55 西黒田まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
- 56 田根まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 57 びわまちづくりセンター等の指定管理者の指定について
- 58 高月まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 59 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

令和6年度長浜市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度長浜市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,355,735千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,806,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,456,299	210,000	16,666,299
	2 固定資産税	7,982,465	200,000	8,182,465
	7 都市計画税	733,621	10,000	743,621
14 国庫支出金		7,621,020	193,309	7,814,329
	1 国庫負担金	5,823,072	132,047	5,955,119
	2 国庫補助金	1,771,410	61,262	1,832,672
15 県支出金		4,296,130	114,992	4,411,122
	1 県負担金	2,187,698	66,023	2,253,721
	2 県補助金	1,727,051	48,969	1,776,020
17 寄附金		406,655	70,000	476,655
	1 寄附金	406,655	70,000	476,655
18 繰入金		5,240,137	△5,941	5,234,196
	1 基金繰入金	5,181,832	△5,941	5,175,891
19 繰越金		290,753	549,516	840,269
	1 繰越金	290,753	549,516	840,269
20 諸収入		1,611,807	212,059	1,823,866
	5 雑入	1,529,258	212,059	1,741,317
21 市債		3,720,100	11,800	3,731,900
	1 市債	3,720,100	11,800	3,731,900
歳入合計		59,451,087	1,355,735	60,806,822

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,896,950	621,373	7,518,323
	1 総務管理費	5,856,198	617,589	6,473,787
	3 戸籍住民基本台帳費	391,292	3,784	395,076
3 民生費		21,818,288	368,067	22,186,355
	1 社会福祉費	11,508,356	304,585	11,812,941
	2 児童福祉費	8,564,155	63,482	8,627,637
4 衛生費		5,529,033	0	5,529,033
	1 保健衛生費	5,529,033	0	5,529,033
6 農林水産業費		2,285,208	7,644	2,292,852
	1 農業費	2,121,542	7,644	2,129,186
7 商工費		1,014,332	44,633	1,058,965
	1 商工費	1,014,332	44,633	1,058,965
8 土木費		5,712,822	112,200	5,825,022
	2 道路橋梁費	1,702,472	20,000	1,722,472
	4 都市計画費	3,000,811	52,200	3,053,011
	5 住宅費	242,316	40,000	282,316
10 教育費		7,694,102	201,818	7,895,920
	1 教育総務費	1,414,338	0	1,414,338
	4 幼稚園費	697,769	0	697,769
	5 社会教育費	887,983	32,614	920,597
	6 保健体育費	1,663,197	169,204	1,832,401
歳 出 合 計		59,451,087	1,355,735	60,806,822

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事務経費	73,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理事務経費	3,784
8 土木費	4 都市計画費	都市公園整備事業費	62,200
8 土木費	5 住宅費	住宅建築改修等支援事業費	25,700
10 教育費	5 社会教育費	埋蔵文化財調査公共事業費	32,614

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
長浜市高月駅コミュニティセンター関連施設指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	92,540千円
大見いこいの広場指定管理料	令和7年度から令和8年度まで	8,804千円
西黒田まちづくりセンター等指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	73,360千円
高月まちづくりセンター指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	96,255千円
神照まちづくりセンター指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	73,400千円
田根まちづくりセンター指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	49,530千円
びわまちづくりセンター等指定管理料	令和7年度から令和9年度まで	61,194千円
市税納税通知書等印字封入業務	令和6年度から令和11年度まで	73,000千円
妙理の里指定管理料	令和7年度から令和10年度まで	16,244千円
高山キャンプ場指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	27,425千円
長浜市曳山博物館指定管理料	令和7年度から令和9年度まで	94,176千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 315,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 326,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和 6 年度長浜市一般会計
補正予算（第 6 号）説明書

歳入

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1 固定資産税	7,970,742	200,000	8,170,742
計	7,982,465	200,000	8,182,465

(款) 1 市税

(項) 7 都市計画税

目	補正前の額	補正額	計
1 都市計画税	733,621	10,000	743,621
計	733,621	10,000	743,621

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	5,726,233	132,047	5,858,280
計	5,823,072	132,047	5,955,119

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫補助金	501,514	45,307	546,821
8 土木費国庫補助金	610,976	15,955	626,931
計	1,771,410	61,262	1,832,672

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2,186,415	66,023	2,252,438
計	2,187,698	66,023	2,253,721

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	134,960	27,809	162,769
3 民生費県補助金	769,318	21,160	790,478
計	1,727,051	48,969	1,776,020

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	200,000	固定資産税 200,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年課税分	10,000	都市計画税 10,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 しょうがい者福祉費負担金	132,047	自立支援給付費負担金 122,110 障害児給付費負担金 9,937

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 しょうがい者福祉費補助金	957	しょうがい者総合支援事業費補助金 957
2 老人福祉費補助金	23,190	地域介護・福祉空間整備等交付金 23,190
3 児童福祉費補助金	21,160	子ども子育て支援交付金 21,160
2 道路橋梁費補助金	15,955	道路局所管補助金 15,955

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 しょうがい者福祉費負担金	66,023	自立支援給付費負担金 61,055 障害児給付費負担金 4,968

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	27,809	北の近江振興プロジェクト推進補助金 7,277 子ども・子育て施策推進交付金 20,532
4 児童福祉費補助金	21,160	地域子育て支援事業費補助金 21,160

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費寄附金	406,655	70,000	476,655
計	406,655	70,000	476,655

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	107,491	△5,620	101,871
11 保育士等確保緊急対策基金繰入金	5,887	△112	5,775
13 デジタル化推進基金繰入金	335,618	△209	335,409
計	5,181,832	△5,941	5,175,891

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	290,753	549,516	840,269
計	290,753	549,516	840,269

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,529,235	212,059	1,741,294
計	1,529,258	212,059	1,741,317

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
8 土木債	624,200	11,800	636,000
計	3,720,100	11,800	3,731,900

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費寄附金	70,000	総務管理寄附金	70,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	△5,620		
1 保育士等確保緊急対策基金繰入金	△112		
1 デジタル化推進基金繰入金	△209		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	549,516		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 総務費雑入	210,639	デジタル基盤改革支援補助金	210,639
10 教育費雑入	1,420	学校給食費納入金	1,420

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 道路橋梁整備事業債	11,800	地方道路整備事業債	11,800

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 財務管理費	1,159,569	399,015	1,558,584			70,000	329,015
8 企画費	545,118	7,935	553,053	3,540		△3,510	7,905
10 デジタル推進費	512,268	210,639	722,907			210,639	
計	5,856,198	617,589	6,473,787	3,540		277,129	336,920

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 戸籍住民基本台帳費	391,292	3,784	395,076				3,784
計	391,292	3,784	395,076				3,784

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	3, 639, 308	15, 383	3, 654, 691				15, 383
3 しょうがい福祉費	4, 459, 823	266, 012	4, 725, 835	199, 265			66, 747

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	4,015	□本庁舎管理経費	4,015
14 工事請負費	73,000	修繕料	4,015
24 積立金	322,000	□公有財産管理事務経費	395,000
		地域福祉基金積立金	2,804
		文化芸術振興基金積立金	2,337
		協働でつくる長浜まちづくり基金積立金	12,049
		子ども未来教育基金積立金	49,896
		デジタル化推進基金積立金	252,000
		環境と社会経済の好循環創造基金積立金	2,914
		整備事業費	73,000
18 負担金、補助 及び交付金	7,935	□交通対策事業費	7,935
		デマンドタクシー運行補助金	7,935
		□若者活躍応援事業費	
		財源更正	
12 委託料	210,639	□情報システム運用管理事業費	210,639
		情報システム委託料	210,639

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	3,784	□戸籍住民基本台帳管理事務経費	3,784
		市民課一部事務委託料	3,784

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	14,729	□社会福祉協議会活動推進事業費	2,066
21 補償、補填及 び賠償金	654	地域福祉活動事業委託料	2,057
		延滞税等相当分補償金	9
		□重層的支援体制整備事業費	13,317
		多機関協働包括的支援体制構築事業委託料	8,672
		志でつながる支えあいの地域づくり事業委託料	4,000
		延滞税等相当分補償金	645
12 委託料	1,917	□しょうがい者自立支援給付事業費	264,095
19 扶助費	264,095	扶助費	264,095
		□しょうがい福祉事務経費	1,917
		情報システム委託料	1,917

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 老人福祉費	2,153,587	23,190	2,176,777	23,190			
5 福祉医療助成費	995,190	0	995,190	4,580			△4,580
計	11,508,356	304,585	11,812,941	227,035			77,550

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	3,078,535	63,482	3,142,017	46,217		△307	17,572
計	8,564,155	63,482	8,627,637	46,217		△307	17,572

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 母子保健費	195,653	0	195,653	2,193		△2,124	△69
計	5,529,033	0	5,529,033	2,193		△2,124	△69

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 農地費	1,412,775	7,644	1,420,419				7,644
計	2,121,542	7,644	2,129,186				7,644

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	23,190	☐ 地域介護・福祉空間整備事業費 23,190 地域介護・福祉空間整備事業補助金 23,190
		☐ 子ども医療費助成事業費 財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	49,282	☐ 子ども・子育て支援事業費
18 負担金、補助 及び交付金	14,200	財源更正 ☐ 重層的支援体制整備事業費 財源更正 ☐ 放課後児童クラブ運営事業費 63,482 放課後児童クラブ事業委託料 49,282 放課後児童クラブ施設整備等支援事業補助金 14,200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		☐ 母子保健事業費
		財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	7,644	☐ 農業集落排水事業特別会計繰出金 7,644

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	522, 555	37, 433	559, 988				37, 433
3 観光費	214, 261	7, 200	221, 461				7, 200
計	1, 014, 332	44, 633	1, 058, 965				44, 633

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 道路新設改良費	639,807	20,000	659,807	15,955	11,800		△7,755
計	1,702,472	20,000	1,722,472	15,955	11,800		△7,755

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 公園整備費	65,209	52,200	117,409				52,200
計	3,000,811	52,200	3,053,011				52,200

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
2 住環境対策費	2,670	40,000	42,670	7,277			32,723
計	242,316	40,000	282,316	7,277			32,723

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
3 教育振興費	374,856	0	374,856	3,434			△3,434
計	1,414,338	0	1,414,338	3,434			△3,434

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	37,433	□商工振興事務経費 ふるさと寄附事務業務委託料	37,433 37,433
18 負担金、補助 及び交付金	7,200	□観光イベント開催事業費 博覧会事業負担金	7,200 7,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	20,000	□橋梁長寿命化事業費 整備事業費	20,000 20,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	52,200	□都市公園整備事業費 整備事業費	52,200 52,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	40,000	□住宅建築改修等支援事業費 こども若者住宅新築支援事業補助金	40,000 40,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		□生徒指導実践活動推進事業費 財源更正 □学校支援事業費 財源更正	

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理費	697,769	0	697,769	2,650			△2,650
計	697,769	0	697,769	2,650			△2,650

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 文化財保護費	71,326	32,614	103,940				32,614
計	887,983	32,614	920,597				32,614

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 体育振興費	175,797	155,000	330,797				155,000
4 学校給食費	1,053,339	14,204	1,067,543			1,420	12,784
計	1,663,197	169,204	1,832,401			1,420	167,784

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		□通園バス管理事業費 財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	5,693	□埋蔵文化財調査公共事業費 32,614
3 職員手当等	142	給料 5,693
4 共済費	18	職員手当等 142
10 需用費	602	共済費 18
11 役務費	40	消耗品費 430
12 委託料	16,301	燃料費 108
13 使用料及び賃借料	9,668	光熱水費 64
		手数料 40
14 工事請負費	100	埋蔵文化財調査委託料 16,301
15 原材料費	50	使用料及び賃借料 9,668
		原材料費 50
		整備事業費 100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	155,000	□国スポ障スポ開催対策事業費 155,000
		長浜市実行委員会負担金 155,000
10 需用費	14,204	□学校給食センター管理運営事業費 14,204
		賄材料費 14,204

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)				計 (千円)
補正後	長 等	4		34,950	11,118	3.40		357	46,425	8,684	55,109	
	議 員	21	94,684		32,192	3.40			126,876	27,606	154,482	
	その他の特別職	1,870	77,121						77,121		77,121	
	計	1,895	171,805	34,950	43,310			357	250,422	36,290	286,712	
補正前	長 等	4		34,950	11,118	3.40		357	46,425	8,684	55,109	
	議 員	21	94,684		32,192	3.40			126,876	27,606	154,482	
	その他の特別職	1,870	77,121						77,121		77,121	
	計	1,895	171,805	34,950	43,310			357	250,422	36,290	286,712	
比 較	長 等									0	0	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	その他の特別職	0	0						0		0	
	計	0	0	0	0			0	0	0	0	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,164 (1,186)	1,577,328	4,304,089	3,607,542	9,488,959	1,687,125	11,176,084	
補正前	1,164 (1,181)	1,577,328	4,298,396	3,607,400	9,483,124	1,687,107	11,170,231	
比 較	0 (5)	0	5,693	142	5,835	18	5,853	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,988	68,376	32,958	214,587	668	292,788	1,645	1,542,905	686,776	127,440		20,165	513,246
補正前	105,988	68,234	32,958	214,587	668	292,788	1,645	1,542,905	686,776	127,440		20,165	513,246
比 較	0	142	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	989 (9)		3,665,870	2,842,956	6,508,826	1,220,342	7,729,168	
補正前	989 (9)		3,665,870	2,842,956	6,508,826	1,220,342	7,729,168	
比 較			0	0	0	0	0	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	105,988	53,390	32,958	214,587	668	264,989	1,643	847,567	686,776	114,488		19,902	500,000
補正前	105,988	53,390	32,958	214,587	668	264,989	1,643	847,567	686,776	114,488		19,902	500,000
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	175 (1,177)	1,577,328	638,219	764,586	2,980,133	466,783	3,446,916	
補正前	175 (1,172)	1,577,328	632,526	764,444	2,974,298	466,765	3,441,063	
比較	0 (5)	0	5,693	142	5,835	18	5,853	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		14,986				27,799	2	695,338		12,952		263	13,246
補正前		14,844				27,799	2	695,338		12,952		263	13,246
比較		142				0	0	0		0		0	0

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	5,693	1.給与改定に伴う増減分	0		
		2.昇給に伴う増加分	0		
		3.その他の増減分	5,693		
職員手当	142	1.制度改正に伴う増減分	0		
		2.その他の増減分	142		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和6年 10月1日 現在	平均給料月額	325,214	388,443	299,369	284,206				234,355
	平均給与月額	403,897	494,961	347,933	334,686				257,383
	平均年齢(歳)	43歳3月	45歳2月	37歳9月	52歳2月				62歳3月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	170,900	-	170,900		-
短大卒(中級)	181,800	192,400	-	198,800	230,800
大学卒(上級)	202,400	205,700	-	208,800	234,800

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	166,600	-	164,000		-
短大卒(中級)	-	-	-	193,500	218,800
大学卒(上級)	総合職 208,000 一般職 196,200	-	-	202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年10月1日 現在	1	55	8.5	1			1	35	12.9	1	3	16.7
	2	69	10.7	2	19	67.9	2	73	26.9	2	5	27.8
	3	121	18.8	3	6	21.4	3	59	21.8	3	1	5.6
	4	153	23.7	4	3	10.7	4	58	21.4	4	9	50.0
	5	155	24.0				5	25	9.2			
	6	54	8.4				6	21	7.8			
	7	38	5.9				7					
	計	645	100	計	28	100	計	271	100	計	18	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年10月1日 現在	1			1			1			1	1	4.4
	2			2			2			2	9	39.1
	3			3			3			3	5	21.7
	4			4			4			4	5	21.7
				5			5			5	3	13.1
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計	23	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和6年度	2.250	2.250	4.500	有	
国の制度	2.250	2.250	4.500	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和6年10月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.07	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和6年10月1日現在)	7.21	10.70	-	-	11.11	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 (見 込) 額		令和6年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
長浜市高月駅コミュニティセンター 関連施設指定管理料	92,540			令和7年度から 令和11年度まで	92,540				92,540
大見いこいの広場指定管理料	8,804			令和7年度から 令和8年度まで	8,804				8,804
西黒田まちづくりセンター等指定管理料	73,360			令和7年度から 令和11年度まで	73,360				73,360
高月まちづくりセンター指定管理料	96,255			令和7年度から 令和11年度まで	96,255				96,255
神照まちづくりセンター指定管理料	73,400			令和7年度から 令和11年度まで	73,400				73,400
田根まちづくりセンター指定管理料	49,530			令和7年度から 令和11年度まで	49,530				49,530
びわまちづくりセンター等指定管理料	61,194			令和7年度から 令和9年度まで	61,194				61,194
市税納税通知書等印字封入業務	73,000			令和6年度から 令和11年度まで	73,000				73,000
妙理の里指定管理料	16,244			令和7年度から 令和10年度まで	16,244				16,244
高山キャンプ場指定管理料	27,425			令和7年度から 令和11年度まで	27,425				27,425
長浜市曳山博物館指定管理料	94,176			令和7年度から 令和9年度まで	94,176				94,176

令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7, 644 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 314, 644 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 22 日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		830,184	7,644	837,828
	1 他会計繰入金	830,184	7,644	837,828
歳入合計		1,307,000	7,644	1,314,644

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 農業集落排水事業費		800,327	6,386	806,713
	1 農業集落排水事業費	800,327	6,386	806,713
3 公債費		474,698	1,258	475,956
	1 公債費	474,698	1,258	475,956
歳 出 合 計		1,307,000	7,644	1,314,644

令和 6 年度長浜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	830,184	7,644	837,828
計	830,184	7,644	837,828

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	7,644	

歳出

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設管理費	711,980	6,386	718,366				6,386
計	800,327	6,386	806,713				6,386

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	441,211	879	442,090				879
2 利子	33,487	379	33,866				379
計	474,698	1,258	475,956				1,258

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
26 公課費	6,386	□処理施設管理経費 公課費	6,386 6,386

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	879	□長期債元金	879
22 償還金、利子 及び割引料	379	□長期債利子	379

令和6年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院事業収益	16,000,000 千円	700,000 千円	16,700,000 千円
第1項 医業収益	15,151,380 千円	700,000 千円	15,851,380 千円
支 出			
第1款 長浜病院事業費用	16,000,000 千円	700,000 千円	16,700,000 千円
第1項 医業費用	15,708,912 千円	700,000 千円	16,408,912 千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条の表に次の事項、期間及び限度額を加える。

長浜市立湖北病院 熱源設備増設工事	令和6年度から 令和7年度まで	65,000千円
----------------------	--------------------	----------

（たな卸資産の購入限度額）

第4条 予算第11条中「5,000,000 千円」を「5,700,000 千円」に改める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市病院事業会計 補正予算（第 1 号）説明書

令和6年度 長浜市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			16,000,000	700,000	16,700,000	
事 業 収 益	1. 医業収益		15,151,380	700,000	15,851,380	
		1. 入院収益	9,964,652	277,100	10,241,752	
		2. 外来収益	4,881,358	422,900	5,304,258	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			16,000,000	700,000	16,700,000	
事 業 費 用	1. 医業費用		15,708,912	700,000	16,408,912	
		2. 材料費	4,707,860	700,000	5,407,860	薬品費 診療材料費

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	損益勘定 留保資金	企業債
長浜市立湖北病院 熱源設備増設工事	千円 65,000		千円	令和6年度から 令和7年度まで	千円 65,000	千円 65,000	千円

令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 4 条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,198,603 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,427,931 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 111,174 千円、当年度利益剰余金処分別 659,498 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,189,103 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 111,174 千円、減債積立金 786,160 千円、過年度分損益勘定留保資金 944,880 千円、当年度分損益勘定留保資金 346,889 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	2,714,179 千円	9,500 千円	2,723,679 千円
第 1 項 企業債	1,799,700 千円	9,500 千円	1,809,200 千円

（企業債の補正）

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,799,700	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,809,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 6 年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和6年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,714,179	9,500	2,723,679	
	1 企 業 債		1,799,700	9,500	1,809,200	
		1 企 業 債	1,799,700	9,500	1,809,200	準建設改良企業債 9,500

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日提出

長浜市長 浅見 宣義

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第7項第3号及び第4号、第8項第1号並びに第10項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市職員退職手当条例の一部改正)

第2条 長浜市職員退職手当条例（平成18年長浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号及び第5項第2号、第22条の見出し及び同条第1項第1号、第23条第1項第1号並びに第25条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市恩給条例の一部改正)

第3条 長浜市恩給条例（平成18年長浜市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「、無期」を「又は無期」に、「懲役又は禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第11条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部改正)

第4条 長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例（平成18年長浜市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市非常勤消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 長浜市非常勤消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（平成18年長浜市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成18年長浜市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第7条 長浜市行政不服審査法施行条例（平成28年長浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第8条 長浜市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年長浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第9条 長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（長浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第10条 長浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 22 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市職員退職手当条例の一部改正について

長浜市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 22 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員退職手当条例の一部を改正する条例

長浜市職員退職手当条例（平成18年長浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項本文中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第9項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長浜市職員退職手当条例第18条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した長浜市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表神田地区農業集落排水処理施設の項を削る。

第 2 条 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表常喜本庄地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 3 月 1 日から施行する。

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 北中学校東校舎長寿命化改修工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 302,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長浜市八幡東町428番地の1
株式会社材光工務店
代表取締役 伊藤 和真 |

湖北福祉ステーション（湖北デイサービスセンター）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
湖北福祉ステーション（湖北デイサービスセンター）
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

長浜市高月駅コミュニティセンター関連施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 公の施設の名称

長浜市高月駅コミュニティセンター関連施設

- | | |
|----------------|---------------|
| ①高月駅コミュニティセンター | ②長浜市高月駅東口駐車場 |
| ③長浜市高月駅西口駐車場 | ④長浜市高月駅東口駐輪場所 |
| ⑤長浜市高月駅西口駐輪場所 | |

2 指定管理者の名称等

長浜市高月町落川35番地2

特定非営利活動法人花と観音の里

代表理事 小河 守

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高山キャンプ場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
高山キャンプ場
- 2 指定管理者の名称等
長浜市余呉町中之郷250番地
株式会社ロハス長浜
代表取締役 前川 和彦
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

長浜市曳山博物館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
長浜市曳山博物館
- 2 指定管理者の名称等
長浜市元浜町14番8号
公益財団法人長浜曳山文化協会
理事長 大塚 敬一郎
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

妙理の里の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
妙理の里
- 2 指定管理者の名称等
長浜市余呉町中之郷250番地
株式会社ロハス長浜
代表取締役 前川 和彦
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

神照まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
神照まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市神照町286番地1
神照地区地域づくり協議会
会長 福永 謙一
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

西黒田まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
西黒田まちづくりセンター
本庄山村広場
- 2 指定管理者の名称等
長浜市常喜町500番地1
西黒田ふるさと振興会議
会長 片山 郁夫
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

田根まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
田根まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市高畑町316番地1
田根地区・地域づくり協議会
会長 三上 保彦
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

びわまちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
びわまちづくりセンター
あじさいホール
びわ屋外運動場照明施設（びわ南小）
- 2 指定管理者の名称等
長浜市難波町448番地
びわ地域づくり協議会
会長 伊藤 雅明
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

高月まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和6年11月22日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
高月まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市高月町渡岸寺141番地1
高月地域づくり協議会
会長 片山 源之
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年議案第 143 号で議決を得て指定した大見いこいの広場の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 22 日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 変更事項

指定期間

変更後 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（変更前 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

2 変更理由

大見いこいの広場の譲渡に向けた準備に伴い、指定期間を変更します。